

伊勢原市協働事業提案書

平成31年 4月 26日

伊勢原市長 殿

伊勢原市カラオケ歌謡協会
住 所 [REDACTED]
団体名 TEL/FAX [REDACTED]
代表者氏名 会長 伊勢原 良子 [REDACTED]

伊勢原市市民協働事業提案制度実施要綱第6条の規定により、次のとおり提案します。

提案区分	☒ 市民提案型協働事業 ☐ 行政提案型協働事業
協働事業名	地域社会福祉チャリティー 第24回伊勢原市カラオケ歌謡唱演祭
添付資料	(1) 団体概要(第2号様式) (2) 協働事業実施計画書(第3号様式) (3) 協働事業収支予算書(第4号様式) (4) 規則、定款、規約、会則その他これに準ずるものの写し (5) 会員、構成員の名簿の写し (6) 前年度の活動報告書及び収支決算書の写し

団 体 概 要

平成31年4月26日現在

団 体 名	伊勢原市カラオケ歌謡協会	
所 在 地	〒伊勢原市カラオケ歌謡協会 [REDACTED]	
代 表 者	会長 川 原 良子	
設 立 年 月	平成5年4月	
会員の状況	会員 1100 人 (うち伊勢原市民 150 人)	
業 務 内 容	カラオケ指導 カラオケ発表会 カラオケコンクールへの参加 カラオケコンクールボランティアスタッフへの参加	
主な公益活動 の 実 績	・地域福祉チャリティ伊勢原市カラオケ歌謡唱演祭の実施(毎年) ・道灌まつり「伊勢原スター誕生」カラオケ大会の実施	
連絡担当者	氏名	川 原 良子
	所属	事務局
	電話	[REDACTED]
	FAX	[REDACTED]
	e-mail	[REDACTED]

協働事業収支予算書

協働事業名	チャリティ 第24回 伊勢原市カラオケ歌謡唱演祭
団体名	伊勢原市カラオケ歌謡協会

収入の部

区 分	見 積 額 (円)	積算根拠 (数量 単価等)
エンター 出演料	1890,000	270名 × 7000
広告代	20,000	とがくし 10,000 整体院 10,000
収入合計額	1910,000	

支出の部

区 分	見 積 額 (円)	積算根拠 (数量、単価等)
エントール審査料	410,000	4名 150000 × 1 80000 × 2 100000 × 1
音 響	184,000	パル産業 130,000 夕又通信 2台 54,000
トロフィー代	500,000	各部門表彰
会場費	180,000	伊勢原市民文化会館 大ホール
その他	600,000	給当代、お礼品代、通信、消耗品、事務費 プロダクション代、接待費、食料代、著作権
支出合計額	1874,000	

伊勢原市カラオケ歌謡協会

会長 川原 良子

協働事業実施計画書

協働事業名	地域社会福祉チャリティー第24回伊勢原市カラオケ歌謡唱演祭
事業の目的	老人クラブ会員や在宅高齢者、高齢者施設入所者を招待し、歌謡唱演祭を実施することにより、相互の交流や親睦の機会を図り、市民福祉の向上発展に寄与する。 また、出演料等の収益の一部を福祉のいずみ基金へ寄付する。
事業内容	カラオケ歌謡唱演祭に老人クラブ会員や在宅高齢者、高齢者施設入所者を無料で招待し、外出の機会を与えることで、閉じこもり防止や介護予防の効果が期待でき、また施設入所者に対しても気分転換や楽しみの場を提供する。
スケジュール	事業実施日：令和2年5月4日(月)～5日(火) ※4日は準備 場 所：伊勢原市民文化会館大ホール
協働の効果	市と協会が互いの違いを認めつつ対等な立場で議論し、それぞれの機能や能力を活かし、共に活動に取り組むことにより、高齢者等の福祉の向上を図る。
役割分担	(市民活動団体の役割) (1) 伊勢原市カラオケ歌謡協会（以下「協会」という。）は、伊勢原市内の高齢者等のために、協会の責任において歌謡唱演祭を行います。 (2) 協会は、老人クラブ会員や在宅高齢者、高齢者施設入所者を無料招待します。 (3) 協会は、事業実施に係る附属設備・特別設備等の費用を負担します。 (4) 協会は、会館内で物品の販売等を行いません。 (市の役割) (1) 市は、協会が実施する高齢者等の慰安事業実施のために伊勢原市民文化会館のホール、楽屋等の施設を確保し、利用の目的から減免の手続きをします。 (2) 市は、協会に対し市後援名義の使用を認めます。 (3) 市は、協会の求めに応じて、助言、指導等の協力を行います。

高齢者等の福祉増進に関するパートナーシップ協定書

伊勢原市（以下「市」という。）と伊勢原市カラオケ歌謡協会（以下「協会」という。）は、高齢者等の福祉の増進のため、高齢者等慰安事業として「地域社会福祉チャリティー第24回伊勢原市カラオケ歌謡唱演祭」（以下「歌謡唱演祭」という。）を協働して実施するにあたり、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結します。

1 本協定の目的

本協定は、市と協会が互いの違いを認めつつ対等な立場で議論し、それぞれの機能や能力を活かし、共に活動に取り組む「パートナーシップ」の考え方にに基づき、双方の役割分担と相互連携・協力等の内容について定めるものです。

2 パートナーシップに関する原則

市と協会とは、パートナーシップの考え方にに基づき、互いに次の原則を遵守します。

- (1) 互いに対等な立場で議論し、自由に意見を交わします。
- (2) 互いの立場を理解し、それぞれの自主性・主体性を尊重します。
- (3) 共通の目的と目標に向かって、積極的に協力します。
- (4) 相互の連絡や情報交換を密に行い、協働の成果と責任を共有します。
- (5) 互いに個人情報の保護に配慮し、協働の過程や結果をできる限り公開します。

3 市の役割

- (1) 市は、協会が実施する高齢者等の慰安事業実施のために伊勢原市民文化会館（以下「会館」という。）のホール、楽屋等の施設を確保し、利用の目的から減免の手続きをします。
- (2) 市は、協会に対し市後援名義の使用を認めます。
- (3) 市は、協会の求めに応じて、助言、指導等の協力を行います。

4 協会の役割

- (1) 協会は、伊勢原市内の高齢者等のために会館において、協会の責任において歌謡唱演祭を行います。
- (2) 協会は、老人クラブ会員や在宅高齢者、高齢者施設入所者を無料招待します。
- (3) 協会は、事業実施に係る会館の附属設備・特別設備等の費用を負担します。
- (4) 協会は、会館内で物品の販売等を行いません。

5 協定の有効期間

本協定は、市と協会との合意をもって発効し、令和2年5月5日を有効期限とします。

6 その他

本協定に定めのない事項のうち、今後本協定を遂行する上で必要と認められるもの又は疑義が生じたものについては、その都度市と協会が協議の上定めることとします。

令和元年5月15日

伊勢原市田中348番地
伊勢原市長 高山 松太郎



伊勢原市カラオケ歌謡協会
会長 原 良子

